

不利益処分の処分基準

処 分 名		学習館の利用許可の取消又は利用の停止		
根拠例規及び条項		多治見市学習館の設置及び管理に関する条例（平成 8 年条例第 36 号）第 7 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	（利用の許可の取消し等） 条例第 7 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。 (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。 (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更新年月日	
	備 考			